京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月16日

京都市公営企業管理者 交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第20号

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び京阪電気鉄道株式会社(以下「京阪」という。)」を「, 京阪電気鉄道株式会社(以下「京阪」という。), 西日本旅客鉄道株式会社(以下「JR西日本」という。)及び阪急電鉄株式会社(以下「阪急」という。)」に改める。

第10条第2項中「のうち、(ア)及び(イ)にあっては、磁気定期券及びIC定期券を発売し、(ウ)及び(エ)」を削る。

第16条第4項を次のように改める。

## 4 削除

第40条第2項中「200円」を「220円」に改める。

第41条第3項中「200円」を「220円」に改める。

第41条の2第1号中「200円」を「220円」に改める。

別表第1第1項第2号の次に次の2表を加える。

## (3) JR西日本との連絡運輸

連	絡 運 輔	の 区 域	乗車券の種類
高速鉄道	接続駅	JR西日本	
各駅	京都 六地蔵 山科 二条	東海道本線 米原・大阪間の各駅 山陰本線 丹波口・園部間の各駅 湖西線 大津京・近江今津間の各駅 大津京・近江今津間の各駅 奈良線 東福寺・上狛間の各駅 関西本線 木津・奈良間の各駅 草津線 手原・貴生川間の各駅	通勤定期券 通学定期券

## (4) 阪急との連絡運輸

連	絡 運	輸の区域	乗車券の種類
高速鉄道	接続馬	ア 阪 急	
各駅	烏丸	阪急線各駅 (神戸高速線の各駅を除く)	通勤定期券 通学定期券

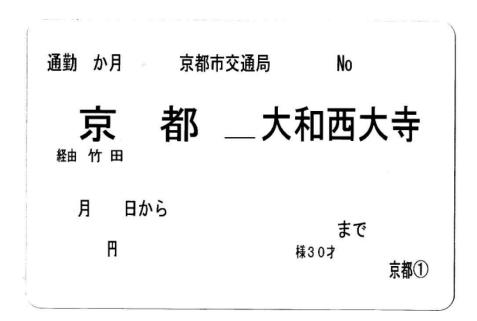
別表第2第2号中「浜大津」を「びわ湖浜大津」に、「坂本」を「坂本比叡山口」に改める。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第30条関係)

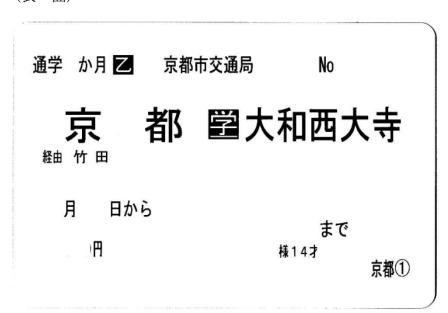
1 高速鉄道・鉄道線連絡通勤定期券

(表 面)



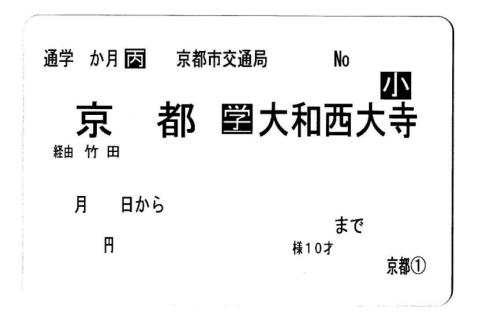
2 高速鉄道・鉄道線連絡通学定期券(甲・大人)(表 面)

3 高速鉄道・鉄道線連絡通学定期券(乙・大人) (表 面)



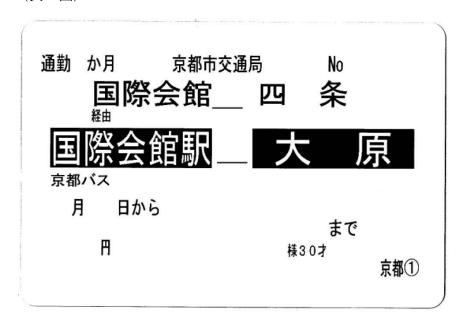
備考 JR西日本との連絡定期券には 高 又は 中 が印字される。

4 高速鉄道・鉄道線連絡通学定期券(丙・小児) (表 面)

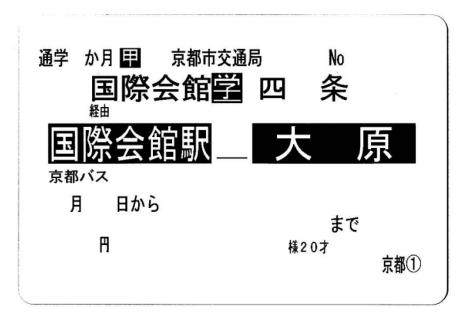


備考 JR西日本との連絡定期券には 小 が印字される。

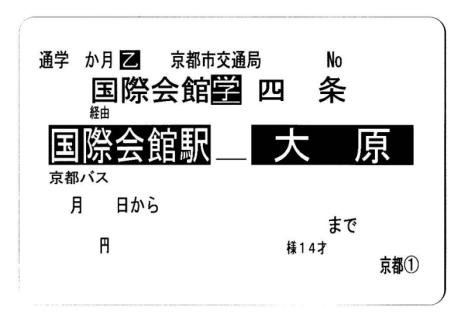
5 高速鉄道·自動車線連絡通勤定期券 (表 面)



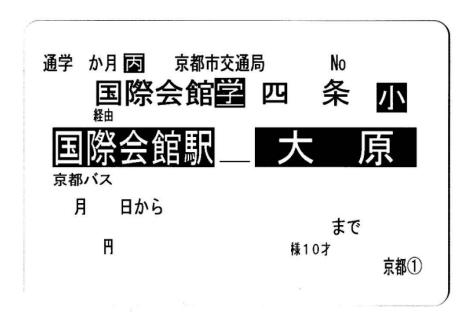
6 高速鉄道・自動車線連絡通学定期券(甲・大人) (表 面)



7 高速鉄道・自動車線連絡通勤定期券(乙・大人) (表 面)



8 高速鉄道・自動車線連絡通勤定期券(丙・小児) (表 面)



附則

この規程は、平成30年3月24日から施行する。ただし、別表第2第2号の規定は、 平成30年3月17日から施行する。

(交通局営業推進室)